



今城 克啓 議員

農産物等輸出拡大施設整備事業
における約3億7千4百万円の
概算払いと今後について

問 大金を事業者に先払いすることについて、リスクがあるとは考えなかったのか

答 補助金等交付規則、交付決定通知に基づき出された請求を検討した結果、概算払いを行いました

問 現場で工事が始まる前の段階において、国費の窓口である県に概算払いを請求し、国費を財源とした概算払いを受けることは可能であったのか。

答 農林水産部長

出来高に応じて県から概算払いをするということでしたので、市が概算払いをした段階では県からの概算払いはありませんでした。

問 国費を財源とした概算払いを受けることができるタイミングまで事業者を待っていたが、それまでの工事資金は自己資金や融資によって対応

していただくべきであったと考えるがどうか。

答 農林水産部長

年度内に事業完了するという前提で、補助金等交付規則および補助金交付決定による請求に基づき概算払いを行っており、適法な手続きによる概算払いであったと考えています。

問 資金計画では、国の補助金以外の8億円以上は融資を受けることになっていたが、補助事業者は、市からの概算払いを受ける前に、融資を受けられたのか。

答 農林水産部長

その点については、しっかりと確認はできておりませんが、6月の時点では融資を前提として、交付決定通知および補助金等交付規則に基づき請求があり、概算払いを行いました。

問 大金を事業者に先払いをすることにについて、リスクがあるとは考えなかったのか。

答 農林水産部長

補助金等交付規則および交付決定通知に基づいて出された請求について検討した結果、概算払いを行ったものです。

問 補助金の交付決定が取り消され、これまでの工事もこれからの工事も一切補助金の対象にはならない。いまだに補助金が返還されていない中、事業者に直ちに工事の中止を要請し、工事よりも市費の返還を優先するように求める必要があると考えるがどうか。

答 農林水産部長

補助金返還請求の訴状が裁判所に受理されており、弁護士とも調整し、引き続き、あらゆる手段を講じて返還を求めます。



事業地の状況